

報 道 資 料

平成19年12月27日
市長公室人事課
(内線 2103)

職員及び管理監督者の分限・懲戒処分等について

このことについて、下記のとおり処分等の発令をした。

記

(1)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
総務部参事 納税課長事務取扱 事務職員	59	H19.12.27	停職 3月 課長級主幹に 降任	親睦旅行中の軽犯罪行為 及び懇親会でのセクハラ 行為を行ったため	地方公務員法 第28条第1項 第3号 第29条第1項 第1号及び第3号
納税課 係長 事務職員	55	H19.12.27	停職 3月	親睦旅行中の軽犯罪行為 及び懇親会でのセクハラ 行為を行ったため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2) 職員の処分

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
まち美化推進課 技能職員	50	H19.12.27	停職 5月	勤務時間中に職場を離脱し、 専念の義務を怠ったため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
収集課 業務職員	29	H19.12.27	停職 4月	勤務時間中に職場を離脱し、 専念の義務を怠ったため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
収集課 技能職員	51	H19.12.27	減給10分の1 1月	勤務時間中に職場を離脱し、 専念の義務を怠ったため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
収集課 再任用職員	62	H19.12.27	減給10分の1 1月	勤務時間中に職場を離脱し、 専念の義務を怠ったため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
まち美化推進課 再任用職員	61	H19.12.27	減給10分の1 1月	勤務時間中に職場を離脱し、 専念の義務を怠ったため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
収集課 係長 技能職員	57	H19.12.27	戒告	休憩時間中に自己のりハビ リのため病院に公用車で立 ち寄ったため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2) 管理監督者の処分

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
環境清美部長 事務職員	59	H19.12.27	減給10分の1 3月	所属部長としての管理監督 責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美部次長 事務職員	60	H19.12.27	減給10分の1 2月	上司としての管理監督責任 を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美部参事 収集課長事務取扱 事務職員	59	H19.12.27	減給10分の1 3月	所属長としての管理監督責 任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
収集課主幹 技能職員	59	H19.12.27	戒告	上司としての管理監督責任 を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
収集課主幹 技能職員	58	H19.12.27	戒告	上司としての管理監督責任 を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号

収集課主幹 技能職員	58	H19.12.27	戒告	上司としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
収集課長補佐 事務職員	58	H19.12.27	訓告	上司としての管理監督責任を問う	
収集課長補佐 事務職員	52	H19.12.27	訓告	上司としての管理監督責任を問う	
収集課長補佐 技能職員	59	H19.12.27	訓告	上司としての管理監督責任を問う	
収集課長補佐 技能職員	57	H19.12.27	訓告	上司としての管理監督責任を問う	
収集課長補佐 技能職員	57	H19.12.27	訓告	上司としての管理監督責任を問う	
まち美化推進課長 事務職員	59	H19.12.27	戒告	所属長としての管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
まち美化推進課長 補佐 事務職員	58	H19.12.27	訓告	上司としての管理監督責任を問う	
まち美化推進課長 補佐 技能職員	57	H19.12.27	訓告	上司としての管理監督責任を問う	
環境清美工場長 補佐 技能職員	59	H19.12.27	訓告	上司としての管理監督責任を問う (18年度まち美化推進 課長補佐)	